

# 岐阜県指定物品要求・発注等システム（仮称）導入及び運用保守業務に係る 情報提供依頼（RFI：Request For Information）

令和4年8月  
岐阜県出納事務局出納管理課

## 1 概要

### (1) 件名

岐阜県指定物品要求・発注等システム（仮称）導入及び運用保守業務に係る情報提供依頼

### (2) 目的と趣旨

岐阜県（以下、「県」という。）では、職員が主に利用する筆記用具やファイル類等について、「指定物品」として各課からの要求（発注依頼）に基づき、出納管理課で毎月、一括発注し、各課に配送しています。

現在は県が独自構築し、平成16年に稼働を開始した岐阜県電子調達システム（以下、「電子調達システム」という。）の一機能として、指定物品の各課の調達要求登録、出納管理課からの納入業者への一括発注を行っています。

しかし、現行電子調達システムの運用期間は令和6年3月31日までであり、使用するソフトウェアがサポート切れとなるため、令和6年4月以降の継続利用は不可能です。

よって、電子調達システムに代わる指定物品要求・発注等システム（仮称）（以下、「指定物品システム」という。）を導入することを検討しております。

本RFIは現行に近い機能（詳細は別紙「岐阜県指定物品要求・発注等システム（仮称）導入及び運用保守業務」仕様書参照。）を持つクラウドサービスや汎用的なパッケージシステムに関して行うものです。

必ずしも仕様書（案）の全ての要件を満たすものでなくても、概ねの要件等が合致する可能性があれば積極的な情報提供をお願いいたします。

## 2 本RFI内容

### (1) 交付期間

令和4年8月17日（水）から令和4年9月7日（水）午後5時まで

### (2) 交付方法

以下の入力フォームに入力いただいた電子メールアドレスに本RFIに係る仕様書案等の資料を交付します。（資料は県開庁日の午前9時から午後5時までの間に確認後、順次送付します。）

[https://logofom.jp/form/T8mB/GIFU\\_pref\\_132112](https://logofom.jp/form/T8mB/GIFU_pref_132112)

※原則資料は電子データによる交付のみとします。紙による交付を希望する場合は3に記載の担当課までご連絡ください。

### (3) 質問提出期限

本RFIに関して質問がある場合は令和4年9月5日（月）午後1時までに3に記載の電子メール宛に様式5「質問書」を送付してください。

最終の回答は令和4年9月7日（水）までに本RFIに係る資料交付者全員に送付します。その際質問の提出者については開示しません。（質問の内容等によっては随時回答を送付する場合があります。）

#### (4) 提出資料

- ①様式1 提出資料一覧
- ②様式2 導入サービス概要等
- ②様式3 機能要件及び非機能要件 対応状況等一覧
- ③様式4 概算見積書
- ④様式5 質問書
- ⑤任意様式 会社概要資料（パンフレット、WEB ページのコピー等可）

※様式1～5については資料と併せて送付する【記載例】を参考に記載してください。

#### (5) 資料提出期限

令和4年9月12日（月）午後5時必着

3に記載の電子メールアドレス宛送付ください。

送付するファイルサイズが合計で5MBを超える場合は別途の方法を提示しますのでの3に記載の電子メールアドレス宛その旨をご連絡ください。

### 3 担当課

〒500—8570 岐阜市藪田南二丁目1番1号

岐阜県出納事務局出納管理課用度係

電話 058—272—1111（内線 3222）

電子メール [nyusatsu\\_410@govt.pref.gifu.jp](mailto:nyusatsu_410@govt.pref.gifu.jp)

### 4 注意事項

- (1) このRFIは、本業務の方向性等を検討するための手段であって、契約や調達を前提としたものではありません。検討の結果、既存システムの改修等で対応する場合があります。あらかじめご了承ください。なお、検討結果についても開示しません。
- (2) 別添「岐阜県指定物品要求・発注等システム（仮称）導入及び運用保守業務 仕様書（案）」は現時点の案であり、今後調達を行うこととなった場合でも本RFIの結果等により、大幅な変更等を行う可能性があります。
- (3) 内容についてご説明をいただける場合は、事前にご連絡をお願いいたします。
- (4) ご提供いただいた資料・情報については、当組織内で使用するものであり、提出者に断りなく第三者への配布は行いません。ただし、岐阜県情報公開条例（平成十二年十二月二十七日条例第五十六号）に基づき開示請求があった場合は、請求者に対して開示を行います。そのため、企業秘密等に該当し、非開示とする必要がある箇所については、その旨を記載してください。
- (5) 本RFIに係る資料の作成、提出等に要する一切の費用は各提出者の負担とします。
- (6) ご提供していただいた情報・資料は、返却致しません。
- (7) ご提供していただいた情報・資料に関して、後日問い合わせを行う場合があります。